

平成23年第10回美幌町議会臨時会会議録

平成23年11月28日 開会

平成23年11月28日 閉会

平成23年11月28日 第全号

○議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定
(諸般の報告) |
| 日程第 3 | | 行政報告 |
| 日程第 4 | 認定第 1 号 | 平成 22 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について (委員会報告) |
| 日程第 5 | 認定第 2 号 | 平成 22 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告) |
| 日程第 6 | 認定第 3 号 | 平成 22 年度美幌町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告) |
| 日程第 7 | 認定第 4 号 | 平成 22 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告) |
| 日程第 8 | 認定第 5 号 | 平成 22 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告) |
| 日程第 9 | 認定第 6 号 | 平成 22 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告) |
| 日程第 10 | 認定第 7 号 | 平成 22 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告) |
| 日程第 11 | 認定第 8 号 | 平成 22 年度美幌町水道事業会計決算認定について (委員会報告) |
| 日程第 12 | 認定第 9 号 | 平成 22 年度美幌町病院事業会計決算認定について (委員会報告) |
| 日程第 13 | 議案第 58 号 | 美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 14 | 議案第 59 号 | 平成 23 年度美幌町一般会計補正予算 (第 9 号) について |
| 日程第 15 | 議案第 60 号 | 平成 23 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 16 | 議案第 61 号 | 平成 23 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 17 | 議案第 62 号 | 平成 23 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 18 | 議案第 63 号 | 平成 23 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 19 | 議案第 64 号 | 平成 23 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 20 | 議案第 65 号 | 平成 23 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 21 | 議案第 66 号 | 平成 23 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 22 | 報告第 13 号 | 専決処分の報告について |

○出席議員

1 番 新 鞍 峯 雄 君

2 番 大 江 道 男 君

3番	早瀬	仁志	君	4番	柏葉	久子	君
5番	中嶋	すみ江	君	6番	松浦	和浩	君
7番	上杉	晃央	君	8番	岡本	美代子	君
副議長	9番	坂田	美栄子	君	10番	宗像	密琇
	11番	大原	昇	君	12番	吉住	博幸
	13番	橋本	博之	君	議長	14番	古舘
							繁夫

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷耕治 君 美幌町監査委員 高木清 君

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副町長	染谷	良	君	総務部長	浅野	俊伸	君
民生部長	馬場	博美	君	経済部長	平野	浩司	君
建設水道部長	磯野	憲二	君	病院事務長	大村	英則	君
会計管理者	鈴木	元春	君	総務主幹	高崎	利明	君
住民活動主幹	丸山	俊夫	君	政策財務主幹	平井	雄二	君
契約財産主幹	村田	純一	君	環境生活主幹	谷川	明弘	君
児童支援主幹	佐藤	和恵	君	福祉主幹	井上	和俊	君
農政主幹	高木	恵一	君	都市整備主幹	岩田	憲次	君
施設管理主幹	門別	孝志	君	水道主幹	澤島	雅俊	君
病院総務主幹	橋本	美典	君	教育長	川崎	俊郎	君
教育部長	佐藤	庄一	君	学校教育主幹	藤原	豪二	君
学校給食主幹	石田	勇一	君	社会教育主幹	小西	守	君
スポーツ振興主幹	田村	圭一	君	監査委員室長	武田	孝司	君

○議会事務局出席者

事務局長	高坂	登貴雄	君	次長	荒井	紀光子	君
議事係長	水上	修一	君	庶務係長	松尾	まゆみ	君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古舘繁夫君） ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第10回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番松浦和浩さん、7番上杉晃央さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る11月25日に議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕平成23年第10回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る11月25日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、議会提出案件として、9月定例会において決算審査特別委員会に付託された平成22年度決算認定について、一般会計等及び企業会計の両決算審査特別委員会より、審査結果の報告があります。

町提出案件として、条例の一部改正1件、美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定、補正予算8件、一般会計、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道、個別排水処理、水道事業、病院事業、報告1件、専決処分の報告、以上、10件であります。

なお、町長より、東日本大震災に伴う災害廃棄物の受け入れについて、行政報告の申し

出がありますので、これに関しては、1人3回までの質疑を認めることといたします。

よって、会期は、本日1日限りといたしたいと存じます。円滑な議会運営に議員各位の協力をお願いして、委員長の報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、所用のため欠席の旨、届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 行政報告について、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに、平成23年第10回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、東日本大震災に伴う災害廃棄物の受け入れについてであります。

11月23日に新聞報道されました災害廃棄物の市町村受け入れ支援対応につきまして、町民の方々から不安の声が寄せられているところであります。

3月11日に発生しました東日本大震災により、損壊家屋など、被災地では処分し切れない膨大な量の廃棄物が発生しており、環境省は全国の市町村に対し、4月と10月に廃棄物の受け入れが可能かどうかの調査を行ったところであります。

本町では、現在建設中であり第Ⅲ期埋立処分場が平成24年に供用開始することから、物理的な埋め立て能力があること、また、国で定めた放射線濃度の基準以下のものを対象としていることから、受け入れの安全性は十分に確保できるものと考え、処理実績を考慮して、可能数量を回答したところであります。

町は、これまで被災地への支援として、義援金や救援物資の提供などを行ってきており、廃棄物の受け入れに関しましても、一連の被災地支援と考えているところであります。

現段階において、国からは具体的な受け入れ要請が来ておりませんが、ごみの輸送も含めさまざまな課題があることから、要請が具体的なものとなってきた時点で、議会や近隣市町村を含めた住民の皆さんの意向をお聞きしてから判断したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、御提案いたします議案について御説明を申し上げます。

条例の改正について。

議案第58号「美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」は、本年度の人事院勧告に準じ、職員の給与改定に伴う関係条例の改正をしようとするものであります。

各会計補正予算について。

まず、一般会計の主なものとしては、地域介護・福祉空間整備等補助金として3,300万円、木禽川維持管理事業費として239万7,000円。リリー山スキー場維持管理事業費として193万6,000円のほか、給与改定及び人事異動による各会計間の調整に伴う人件費等の補正を行おうとするものであります。

次に、特別会計・企業会計であります。給与改定及び人事異動に伴う人件費等の補正を行おうとするものであります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当から御説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

○議長（古舘繁夫君） 行政報告について、お聞きすることがあれば許します。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それでは、ただいま町長からの行政報告の中の東日本大震災に伴う災害廃棄物の受け入れという御説明がありました。以前、報道等でもコメントがあったり、あとは近隣町村の受け入れについての是非と言うのですか、受け入れする、しないというのがあったのですけれども、我が町も含めて、たしか管内では2町村、清里でしたか、美幌町とが、その姿勢を貫くというような方向性が見られました。

今、町長の答弁の中で、災害復興対策ということで、義援金や救援物資の提供などを行って被災地の支援をしていると。私もこの被災地支援については、日本国全体で行っていると、我が町だけに限らず、どこでもやっていることだという判断で、我が町が特別に飛び抜けてやっているとは思ってません。日

本全国の思いが行っていると思っています。

その中で、どうしても危惧する点がありまして、まず1点目なのですけれども、我が町が受け入れする方向で考えているのは、放射能濃度の基準以下のものとなっていますけれども、この地域に、この放射能のこういうものの受け入れが従前からあるわけでない。その中で、この基準がどこまでの基準なのか、安全なのかと言うより、多少ともこの放射能に汚染されたものを、この美幌町に運ぶというその危険性、これも私は相当考慮しないといけない。何せ東北からここまで来るのには多くの町村、また、多くの地域、自然を含めまして、山を越えたり、川を越えたり、海を越えたり、その中で基準以下であっても、すべて除染がされたかどうかわからないものだった場合ですよ、危険性をはらんでまでなぜ美幌町に持ってこないといけないのか。なおかつ、美幌町は阿寒国立公園が近くありまして、観光だとか環境問題については、すごく重要な地域だと思っているのが、この美幌を含めた道東だと思っています。その中で、我が町もたまたま木材振興ということで、今後の将来を見据えた森づくりもしている町でございます。

今いろいろな問題で、北海道の安全・安心の農作物をどう守るかというのが真剣に議論している中で、私はこの町長の答弁の中で言う、国が定めた放射能濃度の基準以下という部分の解明が、本当に可能なかどうか不安でございますので、その辺、町長の認識をまず聞きたい。1点目。

2点目、今第Ⅲ期埋立処分場をつくっている最中ということで、先ほど確認したのですけれども、15年計画で9万7,000立方の容量があると。今回7,000トンということで、どのぐらいの立方数になるのか。これに及びまして、美幌町ではしっかりと15年間町民のごみを受け入れましょう。そのかわり、数年前から美幌町民にはごみの有料化ということで、しっかりごみの量を減らしましょう、そういう環境対策をしましょ

うという中で、町民の税金も入った中でつくっているごみ処理場に、なぜ町民以外のごみを入れないといけないのか。ということは、15年計画を狂わすのかという前提になりますので、美幌町の今後の将来の財政も考えた場合、本当にこの計画が妥当かどうか、町長の考えをお聞きしたい。これが2点目。

3点目でございます。町長の答弁の中の一番最後のほうに、議会や近隣町村を含めた住民の皆さんの御理解となっていますけれども、今現在受け入れが可能ですよという表明をしている町村が、近隣町村にはないという中で、たまたま今回の報道が、国からの要望に基づいて受け入れしますか、しませんかという正式表明の形がない中での回答でございますからね、それがすべてだと思いませんけれども、この管内町村も含めて住民の皆様と書いていますけれども、本当にこれがそこまでしないとイケないぐらい重要な問題であれば、ここに書いてある以上に大きな議論がなければいけないのかなど。その辺、もし今現在で近隣町村の首長さんたち、もしくはそういう関係者の人方と美幌町のほうで協議しているのか、もしくは町長なりに情報があるのか、その辺も含めまして3点目、まず1回目お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 住民の皆さん大変ご心配なさっているという内容は、新聞報道では、条件全く記載なく受け入れするということが新聞報道されているわけです。我々もちろん安全なもの、これはもう第一だと思っておりますので、これはもう除染含めてしっかりと国がやって、その上で安全だということをやはり我々受け入れていきたいと、そういう思いで調査に答えたということであります。

それから、埋立処分場が共用開始になって、15年の計画がどうなるのだということですが、これはやはり緊急で国家的な災害ですから、やはり我々もそれをしっかりと受けとめて、住民の皆さんにももちろんごみ

の減量化の御協力もいただかないといけないと思いますけれども、これはやっぱり全国民、そして全自治体がしっかりとこの災害の復興に向けての対応はすべきだと私は思っておりますので、15年というものが縮まるとしても、そこは町民の皆さんとの協力の関係の中で、しっかりと受けとめていきたいと、そんなふうに思っております。

それで、町税も入っているということですが、あそこは防衛補助が入っておりますので、国民の皆さんの税金も入っていることでもありますから、町だけという話ではないと思います。

それから、議員、町民の理解ということですが、この調査は、あくまでも事前調査ということなので、協議してまずかしてませんかというところは、検討してまずかというところまでは踏み込んでいないので、私どもとしては、町に来た調査ものとして、受け入れが可能かどうかというアンケート調査に基づく新聞報道なので、ほかの町村との協議とかは、今のところしていない状況であります。

そうした中、4月にはもうちょっと受け入れオーケーというところがあったと思います。そして10月になると、美幌と清里の二つしかなくなったということで、これも恐らくそれぞれの町村の考え方あると思います。それはまあ条件がどういう形で変わってきて、そのマルからバツに変わったか、ちょっと推測できませんけれども、我々は今言ったようなことで、やはりこの災害に対する復興を1日も早くしていただきたいという思いで、従来の支援の策のその延長線にあるものと、そのように考えて今回調査表を提出したということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今、町長の答弁聞きまして、今回アンケート調査という範疇ということと、あとは除染の関係について問題ない場合という、この二つについては間違いなく、私はこの議場で確認できたということ

で、たまたま多くの報道等では出てませんが、近い先週か先々週ですか、とある大学の先生が、セシウムを含めて道東のほうにも相当数行っているのではなかろうかということの既に影響が、もう農作物の購買の関係でうわさが出ていると。風評被害が出ているということが、実はもうあると。

私もその風評被害がそこまで動くとは思ってなかった事実がありますけれども、私はこういう日本全国の災害に対して、動くのはやぶさかでないと思いますけれども、私自身は一町民でありますので、この地域にないもの、要するにこの地域から発生しない、少しでも放射能のかかっているもの、そのものを入れる怖さ、それと持ってこないといけない場合、国の基準がどこまでかと言っても、国の基準も3月以降動いたりしてしますので、じゃあ本当にそれが未来永劫問題ないのかというところの判断する際、町長は本当に国の発表だけで行くのか、それともその除染された場合となっても、その持ってくるものが全部本当にきちんと1個1個確認とれるのかとなると、その確認とるための美幌町の今の行政の体制の中で、放射能の関係の調査部門があるのかないのかを含めますと、相当難しいのかなと。そうすると、今町長の言う国の基準以下の場合、美幌町として対応が本当に可能かどうか、もう一度お聞きしたいです。

それと、先ほど言った9万7,000立方の埋め立て処分地がありますけれども、今の報告で7,000トン入れた場合、15年計画にどのぐらい支障が、数値的に7,000トンイコール7,000立米でないと思いますので、どのぐらいの影響になるのかも重ねてもう一度お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私たちの町で放射能に対する専門家もおりませんので、これは国が示したところをしっかりと信じるしかないと思っておりますし、じゃあそういうことを疑っていくと、あのがれきどこに持っていったらいいんだという話になりますよね。東北

だけに置いといていいのかと。じゃあ、あそこはもう人も住めない、何もできない土地にしていいのかということですから、そこは全国でやはりいろいろな方が今支援してますけれども、安全性確認をして、その上でやはり引き受けなければいけないのではないかなと思っております。

ただ、1回目の行政報告させていただきましたけれども、いきなり東北からこの美幌町まで運んでくる、トラックで運んでくるにしても経費の問題だとか、あらゆる課題があると思います。それで私個人としては、やはり今回の震災のその支援というものは、人の動きもものの動きは、やはりあの被災地を取り囲む、そういうところから、近いところからやはりじわじわと支援していくというのが基本になるのではないかなと思っております。いきなり遠い地方にトラックか何かで運ぶというのは、現実的な対応でないと思いますので、もしか機会あれば、そういうこともしっかりと訴えていきたく思いますけれども、やはり経費だとか時間、早急にやらなければいけないのは、やはりもうちょっと近いところからずっとやって、にじみ出るように日本全体に広がっていくというのが現実的な対応だと、そんなふうに思っております。

あと、ですから我々が、専門家いるわけでもありませんので、国を信じるしかそれはないと思います。1個1個確認する方法も我々持っておりませんので、それはもう安全性の確認は、やっぱりしかるべき専門家を要する、そういう組織が判断したものについて信じるしかないと思います。それを信じなければ、全国どこでも引き受けられるところはないと思いますので、そういう理解で取り組みたい、そんなふうに思っております。

あと、7,000トンということの容量がありますということがありますので、それを全部受け入れたとしたらどうなるかについては、担当部長のほうから説明させていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの質問で、第Ⅲ期に計画して24年度からスタートする、平成24年度から平成38年度までの15年間で9万7,000立方メートルでございまして、これを単純にがれきで計算しますと、7万5,000トンになります。およそ15年が、11年間くらいになる単純計算でございます。ただ、第Ⅱ期も御存じのとおり、平成9年から18年の10カ年計画でありましたけれども、平成17年のごみの有料化に伴って5年延命されてますので、量が減ってくれば、またこの状況も変わるかなと思っております。単純計算で7万5,000トンであります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 済みません、ちょっと今馬場部長の7万5,000トンという部分が、ちょっと今頭の計算で難しくなったのですけれども、ということは、7万5,000トンになるということは、7,000トンの受け入れになると、15分の7万5,000トン割る7,000ということで、それで行くと何ぼになるのかな。年数が相当変わることです、入れた場合。（「今11年」という声あり）ということは4年間短縮という、要するに4年も短縮になるものの数量をはじき出したということで確認します。

それと、最後になりますけれども、ぜひ町長、今の国の基準の中で、判断する材料の場合、我が町が仮にその形で動く場合、私はやはり美幌町に放射能、もしくはそういう環境対策の担当者、もしくは担当部署がなければ、私は将来にわたる安全性の確保ということを考えた場合、慎重に取り扱ってほしいという部分、町長に再度その担当者もしくは担当部署の配置についての考えがどうなのか、最後もう一度確認して質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長、今松浦議員の4年間短縮と、短くなるのかということについても、担当の部長でも結構ですし、町長からでも結構ですから、そこをわかりやすく説

明をしてください。

町長。

○町長（土谷耕治君） 放射能は極めて専門的な要素強いので、職員を採用してということは、現実的な対応としてはできないと思います。それで、国もそうですし、この受け入れするに当たっては、北海道庁もやはり間に入っておりますので、そういうところの専門職をやはり来ていただくなりして、安全性の確認はやはり徹底的にやらないと、住民の皆さんを不安に陥れたり、あるいは風評被害になってというようなことで、地域が崩壊してまで受け入れるかどうかというのは、ちょっと考えるところだと思いますけれども、いずれにしろ全国のどこかで受けないと、あその復興はならないですよ、多分。ですから、お互いここはやはり安全性というものを確認して、お互いにやっぱり受けるといことが日本国民として、あるいは地方自治体として責務だと私は思っております。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいま大変失礼いたしました。9万7,000立方メートルをがれきに換算すると7万5,000トンということで、年間例えば7,000トンを入れることによって、4年間ということを上申しましたけれども、これは7万5,000で7,000トンですから、約4年でなくて1年です。1年に訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに。

13番橋本博之さん。

○13番（橋本博之君） 4月の回答以降、放射性物質の汚染ががれきの中に含まれているということが報道されておりました。そうした中で他町村、新聞報道などでは、4月の時点から10月の時点に調査した結果、10分の1くらいに減ったと、そんなふうに新聞報道でもされています。

美幌町でも、町民に対してきちっと情報を公開し、また町民レベルできちっとした論議も10月の時点までに必要ではなかったのか

と、こんなふうに私は思いますけれども、町長の考え方をお示しいただきたいと思いません。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この調査ですけれども、環境省からこの調査来ました。それで、条件として、やはり安全性あって、どれぐらい余裕あって受け入れられるのかという調査だったのです。町村名の公表はしないという文書でありました。それがどこから漏れたかわかりませんが、こういう結果になったということでもありますけれども、我々としては、先ほど松浦議員が質問されたように、安全性、そして容量、これができるのであれば、受け入れる容量としてはこれぐらいありますという調査に基づくものでしたから、こういった形で出るなんていうことは、全く想定しておりませんでした。

北海道庁も、この産経ニュースで見ると、その後全道では11町村が受け入れると言っています。ただ道も、この調査表自体が町村名公表しないということでもありますから、このホームページ見ると、町村名は公表されていないということで、どこでリークしたかわかりませんが、それは。ただ、我々は支援の一環として、安全であれば、そして余裕があれば、やはり受け入れたいということで調査に報告したということでもありますので、御理解をいただきたい、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 13番橋本博之さん。

○13番（橋本博之君） 私もネットや新聞等でしか詳しい話はわからないのですが、他町村、4月以降大きく変化しております。それはなぜかと言いますと、やはり市民的レベル、または町民的レベルでやっぱり話し合い、論議があったのかと私は思っております。美幌町は、その点全く私ども議員に対しても、町民に対しても、そうしたことがありませんでした。議員として、私も他町村から電話をいただいて、美幌町は一体どうなっているんだ、どういう理由で受け入れるんだ。

他町村から私のところに電話ございました。そうした中で、私も答えようが、残念ながらありませんでした。私も議員として情けない話だなと、自分も反省もしてみました。

他町村は、それまでの間にある程度の議論は、町民レベルで、市民レベルでしていると思います。美幌が全くなかったという点について、必要もなかったと答えられるのなら、それもおかしな話ではないかと私は思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 他町村で住民説明会をやったかどうかは、ちょっと私今把握しておりませんが、町村長の集まりの中で、そのようなことやったということは承知しておりません。ただ、新聞報道によって、心配されて電話来るということはあったと思いますけれども、ですからあくまでもこの新聞報道については、そういう前提のもとでのアンケート調査でしたから、それにお答えしたということでもありますので、こういう公表をもちろんされてということになると、やはりそれは一定の我々の踏む手順があると思いますので、全くそういうことを前提としないアンケート調査ということでありましたので、その辺は御理解をいただきたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 民生部長の説明の中で、一つ御確認させてください。

7万トンとか、トン数でも立米数でもいいのですけれども、その使われている数字そのものが、今つくっているごみ処分場、すべてをそれを受け入れたとしての話かなというふうに受けとめて私はいるのですよ。現実、美幌町の一般ごみも入っていくでしょうし、先ほど言われた立米数にしても、トン数換算でもいいです。それは、我々の一般の町民の廃棄される一般ごみを考慮してない、むしろ合算のトン数なり立米数だと私は認識しているので、そこら辺、美幌町の毎年発生する一般

ごみも受け入れた上での容量としての説明なのか、そうじゃなくて、あの処分場としての器としての話なのか、そこら辺ちょっと整理してもらわないと誤解されるかなと思いますので、いま一度その考え方について御説明願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 説明申しわけございません。

先ほど単純なことで申し上げましたが、9万7,000立方メートルで、がれきのトン数に換算すると7万5,000トンということで、一般のごみを入れないで、例えばがれきの7,000トンを入れた場合については、14年ぐらいになるということの説明があります。ですから、15年が1年ぐらい縮まるという説明でございます。御理解いただきたいと思います。

当然一般ごみについては、受け入れるということをご想定しますと、当然年間これも7,000トンぐらい入ってますので、それは別な計算の方法でなります。一般のごみも入れるという形には、当然受け入れをしながらということになります。御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 済みません、ちょっと私の頭がちょっとかぜひいていて働かないものですから、私は1年縮まったというのではなくて、処分場というのは、一つの器なのですよ。どんぶりと思ってください。どんぶり一杯を例えばスープで埋めるのか、ラーメンを満たして埋めるのか、それはどちらでもいいんです。全体の容量としての私はお話かなと思ったの。

美幌町にも、日々の生活の中で一般廃棄物出ますよね。皆さん家庭、日々の生活しているわけですから。ですが、あくまでも私が尋ねているのは、それを考慮なくて、全部こういうふうにした場合の器としての最大のボリュームであって、もしかしたら美幌町民

の生活の中で発生したものが出てきたら、その受け入れする数字は自動的に減っていきま
すというのが、私のお話し聞いていて受けと
めている話でありまして、そうでなくて別枠
みたいな話で聞こえる部分もあるものでは
から、そこら辺、私自身が勘違いしているか
もしれませんが、私は総量と言うか、美幌町
のごみも入れて、そして受け入れ体勢も入
れて、今言った立米数、トン数だと言いま
すので、美幌町で発生するものが多ければ、全
くゼロとするなら、そのトン数は入ると思
いますよ。受け入れていいと言っている意味
じゃなくて、物理的に計算すると、そういう
計算式だなというふうに受けとめているも
のですから、そこら辺、誤解のなくもう一度御
説明していただければありがたいかなと思
っています。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 大変申しわけご
ざいませぬ。毎年有料化されて、一般ごみ
については年間7,000トン受け入れして
います。その7,000トンを受け入れた中
で、このがれきの7,000トンを受けると
するという御説明でございますので、です
から先ほど言ったように、7,000トンは町
民に支障のないように受け入れしますので、
そのほかにこれを入れたときに1年縮まる
という説明でございますので、よろしくお願
いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかにお尋ねする方
いらっしゃいますか。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 今の議論聞いてい
て一つ疑問に思ったのは、7,000トンと
いうのは、どこから出てきたのですか。7,0
00トン受け入れられるという、その受け
入れるキャパが7万5,000トン15年の中
で埋め立て処分するという中で、なぜその
7,000トンという根拠が出てきたのか、
そのことをちょっと教えてください。ちょ
っとわからないので。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質
問ですけれども、仮に受け入れるとすると、
美幌町で、先ほど言いましたけれども、年間
7,000トンを受け、一般の収集のごみで
受け入れてますので、それを目安に7,00
0トンということで、できるということでア
ンケートにお答えしています。

根拠的については、今言ったように、町民
があそこに運んでいる年間のトン数とい
うことで回答させていただきました。よろしくお
願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） アンケートの中身
は、各市町村の処分場で年間どれだけご
みの量を受け入れるキャパがあるのかと
いう、うち15年ですから、まあ7,000
トンぐらいになるということなわけ
ですけれども、そういう趣旨のアンケート
だったのですか。あくまでも、町村で
どれだけ1年間換算で何トン受け入れ
られる処分場の能力があるかという
アンケートだったというふうに理解して
よろしいですね。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、部長が説明
したとおりでありますけれども、これは
年間7,000トン受け入れは可能でし
ょうと。ただこれも10年続くのか、5
年続くものか、全く前提のない話な
ので、1年間受け入れるとすると、
7,000トン受け入れられますよとい
う、それは現在のここ何年間の埋め
立て量を平均すると、大体7,000
トンということですので、7,000
トンぐらいは受け入れられるでし
ょうと。ただこれ美幌だけで受け
入れるとすると、もう10年も20
年もやると、膨大な量になるので、
それはその時点ではできませんとい
う話、ほかのところでもうちよ
っと引き受けてくださいという話
になると思いますので、ただ単純
計算で言うと、今みたいな1年とか
という話になりますので、それは
もう厳密に計算すれば、本当に何
年かというところから条件をやっ
ていかないと、我々受け入れるか
どうかというのは、それは

そういう判断はまた別な問題になってくると
思います。ただ、救急、緊急的に受け入れる
としたら、1年間に7,000トンは受けら
れるでしょうという、そういうアンケート調
査です。その辺は御理解いただきたいと思
います。

○議長（古舘繁夫君） ほかにお尋ねする方
がいらっしゃいますか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 質問する予定は全く
なかったのですが、このままでは正確に伝わ
らないのではないかと思うので、確認のため
に質問いたします。

報道では、美幌町は年間7,000トンの
がれきを受け入れる余地を持っているという
ことなのですが、これ他の議員も質問いた
しましたが、それは年間の受け入れ能力が7,
000トンであって、そのすべてをがれきで
占められた場合に、町民の一般廃棄物は受け
入れ余地がなくなるというふうに私は思うの
ですよ。そうではない、例えば毎年毎年7,
000トンだとすると、仮に10年間継続的
にということになると、7万トン在美幌町と
しては、あるいは15年間ということであれ
ば、7,000トン掛ける15年間、それだ
けの受け入れ能力があるということを外部に
発信することになるので、これはミスリード
することになるのでないかと思うのですよ
ね。本当に美幌町15年間、町民の一般廃棄
物をそのまま受け入れて、なおかつそれにプ
ラスして年間7,000トン受け入れられる
というのであれば、私の受けとめと違った結
果になるという思いであえて、これは無視で
きないので確認の質問をいたします。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 端的に言いまし
て、報道の内容と、それから私どもが道、あ
るいは国とのやりとりをしている状況とい
うのは全く違った状況で知らされているとい
うことが、まず一つ言えると思います。あくま
でも美幌町のごみ処理場で受け入れるのは、
年間受け入れるのは何トンですかというこ

で、それ以上でも、それ以下でも全くない
ということで、これがずっと続くとか何とか
ということは全く想定してないという判断で答
えておりますので、本当にいざ受け入れる段
階となってくると、もっと違った精密な計算
だとか、そういうのも出てくると思います。
あくまでも美幌の処理場ではどうですかとい
うことで、私どもも本当に単純計算で、最大
年間約、これまでは1万4,000トン埋め
立て処分してました。それが、現在は有料化
だとか分別の徹底によって、約7,000ト
ンの埋め立てまでに至っている、最大です
ね。したがって、単純にそれを差し引いた数
字で7,000トンが可能だというような非
常に単純計算の中での、また、そういう数値
を求められている状況でありますので、あく
までも年間、1年間というつもりで答えたも
のでありますので、ずっとそれが続くとか何
とかというのは、全く想定しているものでは
ないということに理解をいただきたいと思
います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 中身はわかりまし
た。それで、私も担当からいろいろ聞いてお
ります。それで、要は現段階では、現実に送
られてくるのかどうか、あるいはどれだけの
汚染濃度のものかということが全く不明であ
るという状況なので、私としては抽象論をこ
こで申し上げる段階では、現瞬間はないとい
うふうに思いますので、町が今思っている
ところの、正確に確認だけはしたいというこ
とであります。

そこで申し上げたいと思うのですが、美幌
町が、多分先ほどの副町長の答弁で言えば、
瞬間的に処理しなければならない、という
スピーディーなところなので、最大限7,0
00トン受け入れる可能性を持っているとい
うように聞こえ、受けとめたところ。2
年、3年、10年と、これが継続反復される
ものではないだろうというようなことで、そ
の程度を上限として、じゃあどうなのかとい
うことが現実の問題になったときには、議論

をさせていただきたいというふうに思います。

あわせて、私は町長の姿勢は、基本的には了としたいというふうに思っています。そこでぜひ、どこがリークしたのか、何を目的にしたのかはわかりませんが、東北で発生しているがれきの量は、2,260万トンだというふうに推計されています。美幌町が一生懸命さまざまな課題をクリアして受け入れたとして、せいぜい7,000トンぐらいということで、焼け石に水だということは、今や明らかだと思います。道内11の自治体の中には、例えば1週間に1トンなら受け入れるというのもありますので、そんなにそんなに受け入れられるものではないと。

私は、環境省はこういう状況で、今内部で相当詰めた検討をされているし、そうあるべきだというふうに思いますが、美幌町が手を挙げた以上、やっぱり安全なレベルのものを全国で受け入れるべきだという点では、行動される必要があるのではないかと。安全をベースにしてですが、そういう点で町長は行動されなければ、全然解決つかないと。現地に、被災地にそのまま堆積するというのを我々がメッセージとして発信するのということにもなりかねないという状況なので、そのところだけ、きょうの質疑の中では申し上げておきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 最初の報告からお話ししているように、まずは安全性です。これは安全性確認できなければ、当然受け入れはできないと思いますし、もう一つが、容量があればというお話をさせていただきました。もちろんこれ町民の皆さんのごみをストップさせてまでということではなくて、それも入れながら、被災地の安全なごみを入れるには、年間7,000トンは大丈夫でしょうと。我々我慢して、年数若干短くなくても我慢して受け入れましょうという量が7,000トンということで、もちろん町民の皆さん

のごみも処理しながらという話です。これはもう何年続くかということによっては、その後受け入れられないというような事態も出てくると思います。

それで、オール北海道で取り組む、オールジャパンで取り組むということの一つとして、11月の18日北海道町村会長の寺島光一郎さんから、東日本大震災に生じた災害廃棄物の受け入れ、これはもう東北と北海道、近い距離にあるので、できるところは、安全性の確認できたものについて、何とか受け入れを北海道としてしていきましょと、そういうことの要請もございますので、ここはやはり日本全体で被災地を支えるという意味も込めて、しっかりとした取り組みを今後も、これごみだけでなく、多分息の長い支援しなければ復興はなかなか難しいと思いますので、そういった意味で我々できるところはしっかりと取り組んでいきたいと、そんな思いであります。

もちろん町民の生活に支障のないということも前提として入れておきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかにお聞きしたい方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、これで行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時から再開といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 4 認定第1号から

日程第10 認定第7号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 認定第1号平成22年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第2号平成2

2年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第3号平成22年度美幌町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第4号平成22年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第5号平成22年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9 認定第6号平成22年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第7号平成22年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

この件につきましては、平成23年第8回定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○議事係長（水上修一君） 朗読いたします。

3、審査の結果。

関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)一般会計等全般について。

平成22年度一般会計決算及び同特別会計決算について審査した結果、美幌町行政改革第4次実施計画の初年度として、歳出では人件費総額の抑制や事務事業の見直しに取り組み、歳入では昨年度に引き続き町税の全税目にわたり収納率を引き上げたことによる歳入確保などで、総計決算における実質収支を2億2,000万円余り黒字化を図ることができた。

実質公債費比率は公的資金補償金免除繰上償還をした結果、平成21年度18.6%から平成22年度16.3%までに大幅に改善し、着実に健全化が図られていることを評価

する。

現在町の財政状況は、国、道の支出金や地方交付税の増など、臨時的な歳入増に依然として依存しているのが実態であり、町民税の収納率は前年度に比べて上回っているものの、自主財源の確保は依然として厳しい状況にある。国の動向や経済情勢を注視しながら、より一層の財源確保が求められる。

今後においても、厳しい行財政運営が予想されることから、油断することなく財政健全化を進めるとともに、他方では、町民サービスの低下を招かないよう配慮し、一段と踏み込んだ行政対応を推進していただきたい。

(2)国民健康保険特別会計について。

人口の減少、少子高齢化社会が進む中、被保険者1人当たりの医療給付費が年々増加し、このままでは基金の大幅な取り崩しが避けられない状況となることから、対策として、各種健診受診率の向上に努め、しゃきつとプラザ等の積極的な利活用の促進を進め、町民の健康づくりに取り組まれない。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（古舘繁夫君） 一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

4番柏葉久子さん。

○4番（柏葉久子君）〔登壇〕 私から3点を口頭で報告申し上げます。

1点、美幌峠牧場の経営について。

現在、美幌峠牧場を運営する株式会社美幌峠牧場振興公社は、平成23年度末で解散し、来年度以降の運営については、直営が計画されているが、赤字額の縮減に取り組むとともに、牧場運営の規模縮小を機会に、美幌峠牧場の地理的条件と自然条件を生かした新たな方向性と多面的な牧場の利活用を検討されたい。

2点目、未収金対策について。

各種未収金の収入確保に当たっては、負担の公平性と適正化を図るために、悪質滞納者への毅然とした対応をするとともに、納税者

等の問い合わせ等に対して、適切に対処されたい。

なお、近年における経済の停滞による個人の収入減少などにも考慮し、生活困窮者に対して減免制度や生活救済の各種制度を紹介するなど、徴税等収納向上対策本部において適切に対処されたい。

3点目、各種健診について。

町民の健康づくりと医療給付費の抑制を図るために、各種健診を取り組んでいるが、受診率が伸び悩んでいる。無料クーポン券を発行しているにもかかわらず、受診率が向上されていない。早急に効果的な受診率向上策を検討されたい。

以上3点、口頭で申し上げます。

○議長（古館繁夫君） これから特別委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第7号までの7件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する特別委員長の報告は、認定とするものであります。この決算は、特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第11 認定第8号から

日程第12 認定第9号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第11 認定第8号平成22年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第12 認定第9号平成22年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

この件につきましては、平成23年第8回定例会において、企業会計決算審査特別委員

会に付託いたしておりますので、その審査結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○事務局次長（荒井紀光子君） 朗読いたします。

3、審査の結果。

関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、両会計ともに適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)水道事業会計について。

総配水量が年々減少する中、有収水量及び有収率がともに増加になったことは特筆すべきであり、全道でも最上位となっていることは評価に値する。

しかし、ここ数年を見ると、給水人口の減少等に伴い、家庭用、業務用ともに給水収益の減少傾向が顕著である。経営基盤の強化を図るためには、給水収益の確保、増収が必要不可欠であるため、地下水利用を進めている大口利用者への対応として、特割料金を設定した個別受給給水契約制度の早期導入を進められたい。

今後とも、安全かつ安定した給水を継続するため、水道ビジョンに沿った運営により、経営改善を図るとともに、高い有収率を維持するため、一層の努力を傾注されたい。

(2)病院事業会計について。

診療科目の中には、患者数が減少しているものもあり、医業収益が落ち込む中において、専門分野の異なる常勤の内科医師2名の増加により、医療の充実が図られたことを評価する。さらに、10対1の看護基準を維持しながらの経営改善に向けた内部努力が結果としてあらわれてきていることも評価したい。

しかしながら、不採算地区病院に対する収支補てんが平成25年度に終了することを考慮すると、医業収益確保のために国保病院が

持つ機能を最大限に活用して、町内外医療機関との病診連携及び病病連携の充実に、より一層の努力を期待する。

また、眼科医師の常勤化及び整形外科の再開を目指し、引き続き医療体制の充実のために医師確保の努力をされたい。

今後とも、病院運営の改善のために設置された病院経営検討委員会を充実させ、患者目線に立った親しみやすく安心できる町立病院を目指していただきたい。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（古舘繁夫君） 企業会計決算審査特別委員会委員長長の報告を求めます。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君）〔登壇〕 ただいま朗読されました委員会報告のとおりでありますけれども、委員会の中で審議されましたことにつきまして、口頭報告をさせていただきます。

まず最初に、水道事業会計であります。

審査意見でも触れておりますけれども、有収率は前々年度81.3%、前年度87.7%と年々増加し、平成22年度は93.3%と全道100団体中4位となったことは、特に評価いたしますが、これに満足せず、なお一層努力をしていただきたい。

2番目といたしまして、災害等における水道施設の被害が想定されますので、水道施設の耐震化につきましては、多額の費用、時間がかかりますけれども、基幹施設の耐震化計画を早急に策定すべきであるということです。

3番目といたしまして、料金未納による給水停止の執行においては、水道が重要なライフラインのため、他部局との連携を図りながら慎重な対応を求めるところであります。

続きまして、病院事業会計につきましてであります。

1番目といたしまして、総合診療科が新設されたことにより、患者の受診環境が改善さ

れている。患者の状況を的確に判断して、最適な診療科目を指示することができる総合診療科を広く町民に紹介するとともに、さらに受診環境を充実・整備されたい。

2番目といたしまして、外科医師体制の充実により、平成23年度の手術件数は、既に平成22年度を上回っておりますとの説明を受けた。病診連携を含め、今後を期待するところであります。

3番目、手術等の増加もあることから、医療スタッフが安心して業務に従事できるよう、リスク管理の一環として、病院賠償責任保険の限度額等の見直しを検討すべきである。

4番目、外来患者、入院患者の環境改善のため、遮光カーテンやエアコン等の設置を早急に検討すべきである。

5番目、減価償却において、平成19年の制度改正による処理が適正に行われていなかった。今後適切な事務処理を求めるところであります。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 特別委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、認定第8号及び認定第9号についてを一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する特別委員長長の報告は、認定とするものです。この決算は、特別委員長長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定いたしました。

◎日程第13 議案第58号

○議長（古舘繁夫君） 日程第13 議案第

58号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第58号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、記以下につきましては、参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、人事院勧告の骨子について御説明申し上げますので、参考資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

上段の四角で囲ってあります本年度の給与勧告のポイントの欄をごらんいただきたいと思います。

①であります、今年度は東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島を除く44都道府県で、民間給与の実態調査が2カ月おくれで実施されたところでございます。

また、期末・勤勉手当については、東北3県の調査を行っていない中で、国家公務員の特別給の改定を行うべきと判断するには至らずとして、改定が見送られることとなりました。

②では、民間給与を上回るマイナス較差0.23%を解消するため、50代を中心に、40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引き下げ改定であります。

③につきましては、給与構造改革における経過措置の額について、平成24年度は2分の1、上限1万円であります、これを減額しまして、平成25年4月1日には廃止されることとなったものでございます。

次に、中段のローマ数字のⅡの民間給与の較差に基づく給与改定の1、民間給与との

比較のところをごらんいただきたいと思ます。

今年度は、約1万500の民間事業所の従業員約43万人の個人別給与を実地調査した結果、民間給与との較差がマイナス899円、率では0.23%の格差があったという調査結果でございます。

ボーナスのところですが、ボーナスは今年度は見送るということになったものでございます。

次に、資料の3ページをお開きいただきたいと思ます。

2の給与改定の内容と考え方のところの下段にあります、実施時期の欄をごらんいただきたいと思ます、本年4月から、この改定の実施の日の前日までの期間にかかる較差相当分を年間給与で見ても解消するということでございますので、12月の期末手当の額をもって減額調整するというものでございます。

次に、ローマ数字のⅢの給与制度の改定等の経過措置の廃止等でございます、これは平成18年に導入されました地域給与構造改革において、平均4.8%の引き下げを行う一方、この実施時期に受けていた俸給月額に達するまでの間は、現給補償という形で、経過措置により段階的に行うこととされてきたところでございます。この現給補償制度の経過措置について、平成24年度から2年間で段階的に廃止するというものになったものでございます。

具体的には、平成24年度には経過措置として支給されている俸給の2分の1、上限は1万円として減額しまして、平成25年4月1日には、この経過措置を廃止するものであります。

以上が、本年度の人事院勧告の内容でございます。

それでは、参考資料の1ページにお戻りいただきたいと思ます。

改正の目的でございますが、人事院勧告に基づく給与の改定を行うものでありますとい

うこととございます。

職員の給与改正につきましては、従来から国家公務員の人事院勧告に準じまして改定を行ってきておりますので、本年9月30日に人事院勧告が出されたことに伴いまして、改正を行おうとするものでございます。

次に、改正内容の1、美幌町職員の給与に関する条例の(1)であります。民間給与を上回る50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた給料表の引き下げ改定ということで、本町では42歳以上の職員が該当することになります。

(2)の民間の支給割合との均衡を図るため、12月の期末手当で調整するというところでございます。具体的には、今年度の平均改定率はマイナス0.23%であります。若年層の改定が行われないため、減額調整の対象となる職員のみで算定した調整率、これがマイナス0.37%となります。この0.37%を乗じた額を12月の期末手当で減額調整するものでございます。

次に、2の美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に係る分でございます。

給料表の改定であります。今回の人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中、第4条に規定しております給料表について、記載のとおり1号俸から3号俸までは改定なし、4号俸がマイナス2,000円、5号俸と6号俸につきましては3,000円、7号俸については4,000円引き下げられることとなります。

施行日につきましては、平成23年12月1日からでございます。

次に、参考資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の給与等の改定に伴います影響額でございますが、表の中央の給与改定及び退職、就職による増減した人件費(B)の欄をごらんいただきたいと思っております。それぞれ括弧書きで記載している金額が、今回の改定に伴う

影響額でございます。表中括弧のない部分につきましては、当初予算との比較で、退職者や人事異動に伴います各会計間の調整と、共済費の率の改定によります整理でございます。

真ん中の欄の一番上の一般会計では、給与改定等に伴う分が266万8,000円のマイナスで、退職者4名及び人事異動によります各会計間の調整を含めた、全体では2,499万4,000円のマイナスとなっております。

また、一番下の計の欄で、全会計におきましては、今回の給与改定に係る部分が368万4,000円のマイナスで、人事異動等によります会計間の調整を含めた全体では、1,908万9,000円のマイナスとなるものでございます。

したがって、平成23年度の人件費所要額は、一番右側の欄になりますが、一般会計では13億6,837万円となり、全会計の合計は、一番右下の欄の23億3,375万9,000円となるものでございます。

なお、今回の改定によります人件費の平均引き下げ額は、年間1人当たり約1万3,800円となります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第59号

○議長（古館繁夫君） 日程14 議案第59号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第59号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,525万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ107億8,320万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で申し上げますので、議案の33、34ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

まず、一番上の総務費の町有財産管理事業費の増5万6,000円から、4段目の2、駐屯地存置、部隊強化推進事業費の増の社会保険料等の4,000円の増額でございますが、これらにつきましては、臨時職員及び嘱託職員に係る共済費及び社会保険料の料率の改定に伴う増額補正となっております。

この後、総務費以下各費目に係る社会保険料等の補正につきまして、料率の改定ということで、同じ内容でございますので、これから出てくる部分につきましては、説明を省略させていただきます。

次の3、他会計負担事業費の減、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金28万4,000円の減でございますが、これにつきましては人事異動に伴います人件費の各会計間の調整及び社会保険料等の料率の改定に係る一般会計からの繰出金の減でございます。

一つ飛びまして、一般事務費の増、補助金、地域介護・福祉空間整備等補助金3,3

00万円の増でございます。これにつきましては、NPO法人ひまわり保育園が実施いたします、高齢者、障害者、ひとり親家庭との共生型サービス事業に係る地域交流応援空間を含む共生型居住施設3世帯の建設分として3,000万円、その居住施設に伴うエアコンとか冷蔵庫、オーブン、炊飯器等の備品に係る分として300万円、合計3,300万円の厚生労働省からのトンネル補助金でございます。

一つ飛びまして、7、他会計負担事業費の減、繰出金、介護保険特別会計繰出金72万2,000円の減と、次のページ、36ページが一番上になります、後期高齢者医療特別会計繰出金2万1,000円の増につきましては、今回の給与改定及び人事異動に伴います各会計間の調整並びに社会保険料等の料率の改定に伴う一般会計からの繰出金の補正でございます。

中ほどになります。4他会計負担事業費の増、補助金、病院事業会計補助金378万2,000円の増でございますが、これは病院事業会計における職員の基礎年金拠出金負担率の改定及び出産等によります子供手当の増に伴います一般会計からの補助金でございます。

その下の繰出金、個別排水処理特別会計繰出金9万1,000円につきましては、人事異動に伴います一般管理経費財源の不足分について、一般会計から繰り出すものでございます。

次に、38ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の維持管理事業費の増239万7,000円の増額でございます。これにつきましては、本年9月2日、3日の大雨により、木禽川の一部がはんらんしたため調査した結果、河川の土砂堆積によるものであったことから、春先の融雪水や大雨による河川はんらん防止策として、水量の少ない時期にしゅんせつを実施するものでございます。護岸に生えた立木の伐採業務委託料として86万6,

000円、土砂しゅんせつのための重機借上料として153万1,000円の補正をいただこうとするものでございます。

その下の公共下水道繰出事業費の減、繰出金、公共下水道特別会計繰出金42万3,000円の減額補正でございますが、これも今回の給与改定及び人事異動に伴う各会計間の調整に伴うものでございます。

次に、40ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から3段目になります。2、屋外体育施設維持管理事業費の増の一つ飛びまして修繕料193万6,000円の増額補正でございます。これはリリー山スキー場にあります圧雪車の油圧ポンプ及び走行モーターの修繕費として179万6,000円、それともう一つ、柏ヶ丘の野球場バックスクリーンの時計が落雷によりまして故障したため、修繕として14万円の補正をいただこうとするものでございます。

そのページの一番下の欄になります。職員給与費の減。まず、特別職の184万円の減額補正でございます。これにつきましては、特別職の改選後の7月分から給与の独自削減分と8月の管理監督責任に伴います10%、1カ月分の減額分でございます。

その下の一般職給以下につきましては、今回の給与改定及び人事異動に伴う各会計間の調整並びに共済費の料率等の改正に伴う補正でございます。

次に、歳入の31、32ページにお戻りいただきたいと思ひます。

一番上の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,000万と地域介護・福祉空間整備推進交付金300万円につきましては、先ほど御説明申し上げましたNPO法人ひまわり保育園が実施いたします共生型サービス事業に係る交付金でございます。

次の財政調整基金繰入金の減1,774万9,000円の減額につきましては、今回の補正に係る財源調整で、財政調整基金からの繰入金について1,774万9,000円を減

額するものでございます。

なお、年末の残高につきましては、6億6,529万8,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） 34ページの地域介護・福祉空間整備等補助金のことについてお尋ねいたします。

トンネル予算ということですが、ひまわり保育園に関しては、四、五年前に私ども議会も視察等を行って、ゼロ歳児からのことに関して、町でもつくられていくべきということで、早速法人が立ち上がりまして、今すばらしい施設となつて、町民からも非常に評判がよいと聞いております。

しかしながら、このたびの補助金によって、また一層すばらしい施設ができ上がるのかなと期待をしておりますが、既存の施設において、余りいいうわさがないと。というのは、増築関係で、どうも違法ではないのかというようなよからぬ風評がありまして、これは一度部局にも聞いておかなければならないなと思つておりましたが、このたびいい機会でありますので、また、この新しいこの施設を立ち上げるということになりますと、その中で一体型という形になるのかなと想像しておりますが、とするならば、もしそういう違法の建物ということであれば非常に問題があると。

また、何もなければよろしいのですが、ここで何か事故等が発生した場合に、その施設が問題になった場合に、町としても、議会としても、非常に責任が起こってくるのではないかなと。その辺、いかがなことかお尋ね申し上げたいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質

間ですけれども、私どもゼロ歳児保育ということで、平成17年の12月20日からNP O法人ひまわり保育園に土地建物、町の分については無償貸し付けを行ってあります。その中で、今回共生型事業ということでありましたので、私どもも現地調査を行いました。それと関係する建築基準法あるいは消防法、それから町の財産に関する貸し付け関係等を調査した結果、最終的に消防署、あるいは建築で現地を確認いたしました。その結果、何項目か指摘事項、指導事項がありました。建築関係であれば3項目、消防であれば5項目、町、民生部の関係では2項目ということで、それぞれ現地調査した結果、11月の17日に代表者を呼んで、その項目をそれぞれ指導してございます。

それで、その後の対応でございますけれども、私ども現地へ2回ほど行きまして、昨日も建築指導の担当と行きまして、進捗状況をすぐ適正に改善してもらおうということで指導をしております。その状況について、随時できるところからすぐやってもらうということで、何項目か改善された項目があります。

それで、今後の対応につきましては、法人の代表者の方とも話をしまして、早急にもうその改善すべく、もの等については、発注行為を行っているということを知りましたので、その後そのものがきちっと改善された段階で、それぞれの消防署、町、それから建築の担当の者が私たち役場と現地を確認して、適正に行われているかどうか確認しながら行っていきたいと思っております。

以上、経過について御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） 私はそういう疑問があるということで、中身のことはよく知りませんが、ただいまの説明を聞いてよくわかりました。

この件に関しては、いずれ調査してというような聞き方をしようと思ったのですが、既

にもうそういう対応をしているということをお聞きしまして、それではこれいつ気がついたのか、今まで放っておいたのか、知っていたんだけど見てなかったのか、それとも指導していたのだけれども、今までしてこなかったのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 私として、民生部として、町全体としてこういう状況把握の努めについては、毎年認可外保育の事業報告書を出す際、あるいは道から認可外保育所に対する現地指導も行われています。その写真もいただいております。そういった関係で、この分については確認も、そういった指導もなされて、今回共生型が建つと、あるいは別に増築されるということで、私現地に行った中でわかったものですから、今回こういう対応をさせていただきました。

大変その間、そういったときに現地を確認しながら、その後についてのその空間、決して建築基準法とか、消防法のことについての理解ということも含めて、適正にやられてなかったことについては、私自身も反省してございます。そのことに基づいて、早急にそのわかった時点ですぐ対応した結果でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） 今この新しい取り組みは非常にとてもいいことでありまして、何もこれ以上の追及はいたしません、やはり仕事としては、怠慢なことではないかなと。何度か増築しているはずですね。その間、気がつかないというほうはおかしいので、普通民間であれば、増築等があれば、税金の関係もかかわってきますので、即時調査が入って、こういうやり方ではだめだぞというような指摘は十分受けるのであって、これが何年もかかってわからなかったなんていうことにはならないのですよね。ですから、これからはやっぱり慎重に、随時こういうことに気を配ってきちっとやられたいなと思いま

すね。

これは嚴重に注意しておきますので。なぜかと言うと、ここにはゼロ歳児からの子供たちが保育されているのであって、これ何か事件あったときに、いや実はあの建物はこうだったんだとかね、今お聞きしましたら消防の関係だってこれだけ指導しなければならぬ、それから建物も、それからこうやって挙げていったら、まるきりこれだめ建物ですよ。こういうことを黙ってやらせたこと自体が問題あるので、今後ともこういうことのないように、ひとつ気をつけてもらいたいと思いますね。

以上です。

○議長（古館繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） ただいま宗像議員さんのほうから、るる御指摘をいただきました。まさにおっしゃるとおりでございます。私どももこのことにつきましては、そういう指導がやはり遅いという反省を強く持っているところでございます。

根本的に問題となっている部分は、従来の東保育所があった施設と、それから今の新しく建てる施設、一体になっているかなってないかというところがポイントでありました。それが個別に分離して運営をするという前提で、私どもも指摘をしてきたところで、そのとおりなされているという判断で行ったわけではありますが、その現地確認がなかなか徹底できなかったということでございます。

宗像議員さん御指摘のとおり、何か事あれば、やはり町としてもそういうことの認めていたということを含めて、責任が大きく出てきます。何よりも利用者に安全・安心ということで、確保できないということでもありますので、今後とも御指摘いただいた点、今後也十分注意をして、その対応を見守っていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第60号

○議長（古館繁夫君） 日程第15 議案第60号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の42ページをお開き願います。

議案第60号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ28億9,129万1,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。（「省略」という声あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第60号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第61号

○議長（古館繁夫君） 日程第16 議案第61号平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の54ページをお開き願います。

議案第61号平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,197万1,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。63、64ページをお開き願います。（「省略」という声あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第61号平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第62号

○議長（古館繁夫君） 日程第17 議案第62号平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の66ページをお開き願います。

議案第62号平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億5,898万3,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。（「省略」という声あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号平成23年度美幌

町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第63号

○議長（古舘繁夫君） 日程第18 議案第63号平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の78ページをお開き願います。

議案第63号平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

今回の補正につきましては、給与改定及び人事異動に伴う人件費等の補正を行うものがあります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,003万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。（「省略」という声あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第63号平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第64号

○議長（古舘繁夫君） 日程第19 議案第64号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の90ページをお開きください。

議案第64号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましても、給与改定及び人事異動に伴う人件費等の補正で行うものがあります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,939万5,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。（「省略」という声あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第65号

○議長（古舘繁夫君） 日程第20 議案第65号平成23年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の102ページをお開きください。

議案第65号平成23年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成23年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び人事異動に伴う人件費等の補正を行うものがあります。

収益的支出の補正第2条と資本的支出の補正第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第7条に定めた経費は、記載の金額です。

次に、103、104ページをお開きください。（「省略」という声あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号平成23年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第66号

○議長（古舘繁夫君） 日程第21 議案第66号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） それでは、議案114ページをお開き願います。

議案第66号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、他会計と同様に給与改定及び職員の異動等に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

第1条、平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収支の補正につきましては、次のページ以降の実施計画書、説明書で御説明申し上げます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正。

職員給与費につきましては、給与改定等による人件費の補正720万2,000円のう

ち、臨時職員共済費等の補正61万6,000円を除く658万6,000円を補正しようとするものであります。

第4条、他会計からの補助金の補正についてであります。基礎年金に係る経費349万3,000円及び子ども手当に係る経費28万9,000円は、地方公営企業法の規定による一般会計からの繰り出し基準によるルール繰り入れを行い、経費に充当するものであります。

次に、議案115ページ、116ページをお開き願います。（「省略」という声あり）

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第66号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 報告第13号

○議長（古舘繁夫君） 日程第22 報告第13号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第13号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 以上で、本臨時会に

付議されました案件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成23年第10回美幌町議会臨時会を閉会します。

午後 0時02分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員